

自筆証書遺言書保管制度

出前講座に

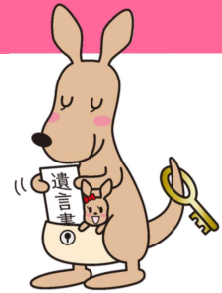
法務局職員を派遣します！

自筆証書遺言書は、遺言者が自分で書く遺言書のこと、相続をめぐる争いを防止するために有用な手段であり、手軽に作成することができます。

Q. どのような内容の講座？

A. 法務局では、自筆証書遺言書をお預かりするサービスを開始しています。

そこで、この制度のメリットや利用する際の注意点のほか、申請方法などを、法務局の職員が、県民の皆様が集う場にお伺いして分かりやすく説明します。



遺言書ほかんガルー

★出前講座の概要

★対象

県内に在住又は在勤している、おおむね5名以上のグループ

★開催日時

平日の午前10時～午後4時までの間で60分程度

★場所

申込者が会場を御用意ください。
※会場使用料が必要な場合は、申込者が負担してください。

★費用

法務局職員に対する費用は不要です。
資料は法務局で準備します。

★開催までの流れ

- ① 申込者が会場を準備します。
- ② 開催希望日の1か月前までに、申込先まで、申込書に記入してメールするか、電話でお申込みください。
- ③ 申込書受付後、担当者から日程調整のため御連絡します。
※開催日時の変更をお願いする場合があります。
- ④ 講座開催日時が決定後、担当者からお知らせをします。

★申込先

松山市宮田町188-6 松山地方法務局総務課

TEL：089-932-0888

自動音声案内③→④

メール：soumu_matsuyama_moj_bal@i.moj.go.jp

